

時事新報

第千四百九十四號
 明治二十年一月廿五日 火曜日
 西曆一千八百八十七年
 正月二日 (庚寅)
 出七時七分
 五時五分
 三時五分
 午六時五十分
 午六時五十分
 午六時五十分

時事新報

言論檢束の撤去

言論は成るだけ檢束を可らずとは誠に明白に道理なれども人或の説を爲して今の日本の有様にてい之と檢束せざるを得ず若しも然らざるに於ては縱令へ馬當諷刺を過するに至らざるも第一政局の秘密を未遂に洩し第二私身攻撃の風を生か社会と毒すること容易からざるべし云々と云へど如何さま人間社会には所謂秘密あるもればや昔人の生涯の心事も人に語る能はざるもれかしと申したるも文明の人事は極めて多端、特に政事上の進退掛引に至りては極めて秘密を要するものありく漫に之を吹聴するときは誠は其大事を誤るの恐れなきを得ず左れば記者論客として廣く世事を見聞し之を言ひ之を記するもの所謂政局の秘密を知るも徳義上又事宜上漫に之を洩さるると固より當然の事なれども今寛大の眼を以て社会萬般の事を觀察し斯くの秘密は果して如何程ある可きやと尋ねたらむ其數極先て少くして著海の一粟九牛の一毛と申すも可からん此一票一毛は當局者より自ら充分分之と秘し人に洩之を秘せし先て可ありと雖も其他尋常の事項にして之を洩して事々害かたものに至りて強て自かた之を披露せざるまでも人の之を吹聴するに及ばぬとあり凡そ事は格別秘密ならざるに恰も秘密らしき外洩を呈するより害なるは亦多例へば新聞紙上此記事にて明々白々之を記せば誠に平凡なるものにてもウツと其間に疑念を存し輿論に物のハチマキするが如く事々しく之を筆するときは讀者は種々の想像を加へて疑念を暗鬼と畫くとなきに非ず左れば人の言論は成るだけ之を自由にして所謂秘密中の秘密を除くの外何事に付けても腹藏なく之を公表せしむる方獨り記者の爲りのみならず當局者も爲りに亦甚だ得策なる可しと信するあり軍に此點より觀察すれば今の新聞條例に原稿出所の聲明等の事項ありて時々記事の出所を聲明せまむるが爲先記者の古紙堆中を搜索して其都度原稿を調査するも煩はしく將た又原稿を送るも迷惑を掛けては氣の毒など前後と斟酌して幾分か記事の腰眼に於ける其記事が之を明白せざるより一層深く人心を感奮するは我輩は毎度實驗せる所あれば彼の秘密と秘密とせんとして秘密からざる事にまで總て秘密としき外洩と疑ひしむるは我輩の取らざる所あり又言論を自由とせば所謂私身攻撃の風を生ずべしと或は事實なるやも知る可らず我輩の甚だ嫌する所なき共又一方より觀察すれば東洋は風習にては私身攻撃の人心を感奮せるの度或は西洋諸國の如く激切からざる場合もあき非ざるべし其故如何と云ふに所謂私身攻撃の目的と爲るもの金銀の事を除きては重に品行の點にあるものも如し然るに東洋諸國にては英雄色を好むと云ひ大物は細道を顧みずと云ひ私行と律すると寛大にして大に假借する所あり先頃の事あり英國は政事家ナヤールレス、タル氏の有夫森の嫌疑を受け法廷にて幾回とかく對審を受けた後其申分相立すとすとの判決を受けられ氏は英國に居た、されず一時は一政派は領袖と爲りグラッドストーン氏の内閣にて地方政務局長の職務

を奉仕するにも拘はらず遂に英國を去りて佛國に流寓するの身とは爲れり氏に耶蘇教國品行論の喧しき英國に生れたれば不幸にして此失敗と招きざるを得れども氏をして若し東洋の政事家ならしめば他國を逃避するにも及ばず法廷に出席するにも及ばず乃公自ら手を下さざるも下流の者が早く已に其意を承けて其跡を滅するも易々たる可し現に今日の實際に於ても英雄豪傑が功を花柳の街に博して憲氣揚々之を人に誇る程に有様にして人の品行に殆んど檢束なきが如くなれば其品行論の人心を感動せることも亦彼の英國の比に非ず故に理窟一偏に論ずるときは東洋諸國にては此點に關する言論は英國よりも餘程自由なる可きに似たり併し是れは極端の言にして何れの國もて私身攻撃を卑まざるものなきが故に東洋の事情風習如何も拘はらず我輩は斷然之を排斥するものありと雖も人事の進歩は意外にして記者論客の心事も日にすすり、高尚なるに加へ國事の秘密と洩して國に害するものと私身攻撃人を害し兼ねて又自ら害するものと人の檢束を待たずして自から之を言論するものと避く可きが故に當局者も此等の老妻心と去り記者論客の言論に對して成る可きだけの自由と與へて可なり聞かざるに及ばず我輩府にては近々出版條例を改正して新聞條例をも改正するの意ありと云ふ我輩の聊か愛に一言する所以なり

官報

○東京府令第三號
 常置委員會ノ決議ヲ經テ明治十九年(十一月)府令第四十三號明治十九年度區部地方稅臨時收入豫算中第四項ヲ削除シ左ノ二項ヲ挿入ス
 明治二十年一月二十四日 東京府知事高崎五六
 一 金千八百八十圓九月二十九日 雜稅
 一 金千七百二十六圓十三日 雜稅
 但同上

○緒方都一郎氏は論文 昨日の紙上より約したる慶應義塾生徒緒方都一郎氏は同塾の試文に於て甲點を得たる論文は左に如し
 諸外國ノ對シテ我國ノ体面ヲ維持スルノ道如何我が死後天下下天洪水ナラン乎トハ佛王ノ十五世カ佛國西革命ノ前其未來ヲ想像シテ發シタル論終ノ遺言ナリ今ヤ東洋ノ運命ハ漸ク困難ノ位置ニ立至リ強震其北ヲ扼シ英佛其南ニ迫リ獨逸其中間ニ乘シテ將大ニ爲スラント欲スルモノ、如シ抑モ西洋諸國ノ東洋事件ニ注目スル一朝一夕ニアラズ英ノ印度ヲ取リ以テ來各々新地ヲ東洋ニ得テ以テ自國ニ重キヲ加ヘント欲スルノ念勃然トシテ起リ權輕ニ籌ヲ運ラン千里ノ外ニ艦隊ヲ馳セ費ヲ乘フテ發セントスルノ狀ハ恰モ東風雪融テテ溪澗水將ニ溢ラント欲スルモノ、如シ堤防ノ用意其レ急ナラザル可シヤ天ノ未ダ陰雨セザルモ追フテ瀾戸ヲ網羅スルハ智者ノ事ナリ我日本國民タルモノハ此後多事ナラントスルノ際ニ早シク之ヲ備フルノ謀ヲ爲スゾバ或ハ不測ノ變ニ陷ランモ亦知ルベカラザルナリ

其主張スル所各々異ナリト雖モ詰ル處ハ事ノ大体ヲ明ニセズ其本末ヲ論セズ己ノ見込ヲ以テ社會ヲ矯正セシムル欲スル者ナリ然レハ社會ハ數多元素ノ集合体ニシテ其關係複雜ニシテ其前後ヲ審ニシ其關係ヲ知リ以テ其眞理ヲ探究スルニ非ザルヨリハ馬ノ之ヲ實際ニ應ジテ其結果ヲ望ムベケンヤ抑モ我國開港以來三十有五年文物制度凡百ノ事業盡ク歐制ニ摹倣シ漸次舊套ヲ脱シテ改良ノ域ニ進ムモノ、如シト雖モ積年ノ餘習容ト姿ヲ易ヘテ社會ニ現出シ上ハ總理大臣ヨリ下獄丁巡査ニ至ルマデ官更ノ名稱アルモノハ自然其身ニ尊嚴ヲ加ヘ其人民ニ對シテスルヤ問々昔時封建ノ武士ガ百姓町人ニ對シテスルヤ同様に仕打ナキヨアラズ人民モ亦之ヲ尊崇シテ忠誠ヲ表シ從順ヲ效シ汲々トシ唯其及バザルヲ恐ルモノ、如シ而シテ民間ニ一事業ヲ創立スル時ニ當テモ銘々獨立ノ氣象ヲ以テ之ニ盡力スルコトナシハ果シテ何ノ心ヲヤ斯ク保護ト云ヒ監督ト云フモ詰リ政府ノ世話ニシテ其權ハ政府ニアルモノハ其事業ハ即チ官ノ事業ナリ官ノ事業ナレバ其性質アルモノハ商社商店ニ比シテ大ニ異ナラザルヲ得ズ其社官衙ノ如ク其役員ハ官吏ノ如ク其規律モ自ラ定メテ通常ノ人民ノ如ク錮録ノ利ヲ重シテ互ニ競争スルノ念アルナラザルニ如キモ其官立公立ニ係ルモノハ優渥ノ特典アリテ私立ニハ之ヲナシ唯官私トノ名稱ノヨシク其品位ニ相違ナキモ其取扱ハ運送アルハ實ニ驚クベキニ至リナラズヤ官ハ益々尊シクシテ民ハ益々卑シク上下階級ニシテ其間ニ一大鴻溝ヲ劃シ官ノ事ハ敢テ下民ノ階級ニ處ルニ非ズト固ク其口ヲ噤シテ官ハザラシムルモノハ蓋シテ暗礁徒ニ社會ヲ擾ランコト恐レタラシムルコトナラント雖モ之ガ爲メ民情ヲ伸ルノ手段ナク動モスルハ政府ノ忌憚ニ觸レ法律ノ罪人トシテ至リ此コト於テ平巧ニ辭ヲ飾リ筆ヲ廻シ婉曲ナラシメ以テ其什一ヲ洩スモ焉ザ其身ヲ社會ノ耳目ニ委テテ口ヲ閉シテ胸中ノ說ヲ吐クハ愉快ヲ得ベケンヤ官民互ニ猜疑シテ事物ノ滯滯ヲ來ス是レ果シテ誰ノ罪アラヤ夫ノ文明諸國ノ有様ヲ見ルコト官民和合シテ其運動圓滑ヲ致シ其政府ハ人民ノ政府ニシテ人民ノ爲メ政府ナリ其言論ハ自由ニ假令帝王ノ嚴、政府ノ威ト雖モ敢テ一人ノ自由ヲ妨グルコトナク其人權ヲ尊重スルコト斯ク如シ我國ニ於テハ人権ノ未ダ伸ビザル處アリ宜シク之ガ恢復ヲ圖ラズンヤ官民ノ調和ハ進モ成ルベカラズ將タ又國權ノ伸張モ到底庶ムベカラザルナリ

併シテ乍ラスク人民ガ政治上ニ喙ヲ容レント欲スル者ハ外國トノ交渉少ク之ニ痛痒ヲ感ズルモノニシテ其勢遂ニ國ト敵旗ノ中ニ相見ユルコトアラバ雖レカ國政ニ非ニ非論ズルニ暇アラザルヤ嘉永年間五國訂約以來我國外交政略ハ如何ナル有様ナリシヤ當時攘夷ノ論盛ニ外入ヲ殺戮シ洋艦ヲ砲撃シ之ガ爲メ時ノ政府ノ損害モ亦少クナラズ其困難ニ隨分大ナリシト雖モ降テ明治維新後ニ至テ平和ノ有様ニシテ其間清國ト臺灣ト役アリ朝鮮京城ノ變主アリト雖モ我國ノ面目ヲ落サズ嚴然トシテ東洋ノ我國ノ評判稍衰ヘ之ニ反シ明治十七年京城ノ再亂ニ於テ佛國ノ評判稍衰ヘ之ニ反シ明治十七年京城ノ再亂ニ於テ朝鮮ヲ壓シ我日本ニ迫ラントス近クハ長崎ニ於テ支那水兵ノ暴動ニ如キ其實實明白ニシテ其ノ是非曲直ノ在所兩言シテ決スヘキモノナルモ彼ノ剛愎執拗却テ罪ヲ我ニ歸セント欲シ委員ノ會議十數回ニ至リ遂ニ解決スルニ至ラズ實ニ我國ヲ蔑スルノ甚キモノニシテ近來我國ノ活潑ナル志ニ球球事件ヲ含ミ深ク我ニ仇セント欲スルモノ、如シ說ヲ爲ス者曰ク我國ト支那トハ東洋ノ舊友ニシテ誠ニ唇齒ノ間柄ナリ今諸強國ノ其隙ヲ窺フコト際々小故ヲ以テ怨ヲ構フハ智者ノ爲キヤル所、若カス寛貸スルニ之ト隣好シ望ム所ナレド誠ニ國好ヲ修トハ其嗜好ナラズモ我ニ其感情ヲ同フセバ故ニ我國ト支那ト以テ交フコト欲スルモノニシテ可カズバ何ゾ之ニ屈服スルヲ得ルニシテ之ニ對シテ計ヲ爲スベカラズ人アリ則チ接シテ來ラバ我亦亦亦以テ之ニ向ハザルヲ得ズ今ヤ西洋諸強國ノ東洋ニ注目スルノ日ニ當テ支那ニ一步ヲ讓ルコトアラバ我國ノ体面ハ進モ維持ス

ベカラザルナリト雖モ詰ル處ハ事ノ大体ヲ明ニセズ其本末ヲ論セズ己ノ見込ヲ以テ社會ヲ矯正セシムル欲スル者ナリ然レハ社會ハ數多元素ノ集合体ニシテ其關係複雜ニシテ其前後ヲ審ニシ其關係ヲ知リ以テ其眞理ヲ探究スルニ非ザルヨリハ馬ノ之ヲ實際ニ應ジテ其結果ヲ望ムベケンヤ抑モ我國開港以來三十有五年文物制度凡百ノ事業盡ク歐制ニ摹倣シ漸次舊套ヲ脱シテ改良ノ域ニ進ムモノ、如シト雖モ積年ノ餘習容ト姿ヲ易ヘテ社會ニ現出シ上ハ總理大臣ヨリ下獄丁巡査ニ至ルマデ官更ノ名稱アルモノハ自然其身ニ尊嚴ヲ加ヘ其人民ニ對シテスルヤ問々昔時封建ノ武士ガ百姓町人ニ對シテスルヤ同様に仕打ナキヨアラズ人民モ亦之ヲ尊崇シテ忠誠ヲ表シ從順ヲ效シ汲々トシ唯其及バザルヲ恐ルモノ、如シ而シテ民間ニ一事業ヲ創立スル時ニ當テモ銘々獨立ノ氣象ヲ以テ之ニ盡力スルコトナシハ果シテ何ノ心ヲヤ斯ク保護ト云ヒ監督ト云フモ詰リ政府ノ世話ニシテ其權ハ政府ニアルモノハ其事業ハ即チ官ノ事業ナリ官ノ事業ナレバ其性質アルモノハ商社商店ニ比シテ大ニ異ナラザルヲ得ズ其社官衙ノ如ク其役員ハ官吏ノ如ク其規律モ自ラ定メテ通常ノ人民ノ如ク錮録ノ利ヲ重シテ互ニ競争スルノ念アルナラザルニ如キモ其官立公立ニ係ルモノハ優渥ノ特典アリテ私立ニハ之ヲナシ唯官私トノ名稱ノヨシク其品位ニ相違ナキモ其取扱ハ運送アルハ實ニ驚クベキニ至リナラズヤ官ハ益々尊シクシテ民ハ益々卑シク上下階級ニシテ其間ニ一大鴻溝ヲ劃シ官ノ事ハ敢テ下民ノ階級ニ處ルニ非ズト固ク其口ヲ噤シテ官ハザラシムルモノハ蓋シテ暗礁徒ニ社會ヲ擾ランコト恐レタラシムルコトナラント雖モ之ガ爲メ民情ヲ伸ルノ手段ナク動モスルハ政府ノ忌憚ニ觸レ法律ノ罪人トシテ至リ此コト於テ平巧ニ辭ヲ飾リ筆ヲ廻シ婉曲ナラシメ以テ其什一ヲ洩スモ焉ザ其身ヲ社會ノ耳目ニ委テテ口ヲ閉シテ胸中ノ說ヲ吐クハ愉快ヲ得ベケンヤ官民互ニ猜疑シテ事物ノ滯滯ヲ來ス是レ果シテ誰ノ罪アラヤ夫ノ文明諸國ノ有様ヲ見ルコト官民和合シテ其運動圓滑ヲ致シ其政府ハ人民ノ政府ニシテ人民ノ爲メ政府ナリ其言論ハ自由ニ假令帝王ノ嚴、政府ノ威ト雖モ敢テ一人ノ自由ヲ妨グルコトナク其人權ヲ尊重スルコト斯ク如シ我國ニ於テハ人権ノ未ダ伸ビザル處アリ宜シク之ガ恢復ヲ圖ラズンヤ官民ノ調和ハ進モ成ルベカラズ將タ又國權ノ伸張モ到底庶ムベカラザルナリ